

カザフスタン

WTO 加盟で商機拡大

ジェットロ海外調査部欧州ロシア CIS 課 浅元 薫哉

カザフスタンは2015年11月30日、WTOに正式加盟した。加盟に伴い、乗用車などの品目には本国が加盟するユーラシア経済連合（EEU）の共通関税率よりも低い関税率が採用されるため、日本企業のビジネスにとっては有利となる。外国人雇用面も改善されそう。15年10月の安倍晋三首相の訪問や両国間の投資協定の発効もあり、日本企業にとってのビジネス環境が向上する。

狙いは通商関係と産業の多様化

カザフスタンの WTO 加盟の狙いは何か。2015年7月にスイス・ジュネーブで開催された WTO 一般理事会におけるナザルバエフ大統領の演説から、その狙いが読み取れる。狙いの第1は、通商関係の多角化だ。ソ連崩壊後の独立から3年後の1994年、カザフスタンの貿易総額に占める CIS 諸国の割合は約6割に上

った。しかし14年にはそれが25%を下回った。14年もロシアが最大の貿易相手国（16.7%、94年40.2%）だったが、2番手に中国（14.2%、3.2%）、次いでイタリア（14.2%、1.5%）、オランダ（7.5%、4.1%）、フランス（4.8%、0.6%）が続き、資源輸出先として関係が強まった中国や欧州諸国が上位に入った。貿易額全体の9割超がWTO加盟国との貿易である。カザフスタンが、WTOという多角的貿易体制に自国を組み入れるのは必然の流れだったといえよう。

第2は、産業構造の変化への対応。GDPの約2割を占める石油ガス関連事業が基幹産業であることには変わりはない。しかし1人当たりGDPは1万1,000ドル（IMF、15年推計値）に上り、サービス産業のGDP比率も5割を超えた。中でもナザルバエフ大統領が力を入れるのが、首都アスタナでの国際金融センター設立である。この他、欧州と中国を結ぶ輸送回廊

表1 日本の主要輸出品目における関税率の引き下げスケジュール

(単位：%)

品目名			加盟前	加盟時点	2016年	17年	18年	19年	20年
乗用車新車 (ガソリン車)	排気量 1800cc 超2300cc 以下 2300cc 超2800cc 以下	加盟前税率/ WTO 譲許税率	30(2.15ユーロ)	20	19	18	17	15	-
		ETT	25(1.8ユーロ)		23(1.2ユーロ)	20(0.6ユーロ)	17	15	-
SUV	排気量 3500cc 超4200cc 以下	加盟前税率/ WTO 譲許税率	30(2.8ユーロ)	15	15	15	15	12.5	-
		ETT	25(2.35ユーロ)		23(1.57ユーロ)	20(0.78ユーロ)	17	12.5	-
SUV	排気量 4200cc 超	加盟前税率/ WTO 譲許税率	30(2.8ユーロ)	15	15	13.3	11.7	10	-
		ETT	18.6(1.75ユーロ)		16.4 (1.54ユーロ)	14.3 (0.78ユーロ)	17もしくは12.1 (1.14ユーロ)の 低いほう		10
トラック	ディーゼル車2500cc 超、ガ ソリン車2800cc 超で車軸2 本以下、総重量50トン以下	加盟前税率/ WTO 譲許税率	15	5	4	3	2	1	0
		ETT	5(0.5ユーロ)		-	-	-	-	-
無限軌道式 ブルドーザー	250馬力以下	加盟前税率/ WTO 譲許税率	7.5	5	4	3	2	1	0
		ETT	7.5		5	-	-	-	-
地ならし機	350馬力未満、 地下作業用除く	加盟前税率/ WTO 譲許税率	6	5	3	1.7	0	-	-
		ETT	6		3	-	-	-	-

注：()内は最低課税額1cc当たりの金額。20年に税率が記載のない品目は引き下げ義務が19年までを意味する
 資料：WTO「カザフスタン共和国の加盟に関する作業部会報告書」(15年6月23日)、「ロシア連邦の世界貿易機関の加盟に関する作業部会報告書」(11年11月17日)、
 12年7月16日付ユーラシア経済委員会評議会決定第54号および第55号を基に作成

としての機能を果たすため、運輸産業全体の競争力を高める考えだ。

第3は、外国投資誘致の強化。投資環境の改善や外国人雇用をはじめとする規制緩和を通じて外資誘致を促進する。投資誘致を通じて製造業を振興し、産業の多様化を実現する狙いがある。

乗用車輸出には追い風

外国企業がカザフスタンの WTO 加盟のメリットを目に見えて感じるのは、関税率の引き下げだろう。最長で 20 年まで、段階的に下げられる見込みだ。他方、ロシア、ベラルーシなどと共に EEU を構成する同国は、EEU の前身である関税同盟（10 年発足）以来、加盟国共通の関税率（ETT）を採用している。自動車関税については例外的に ETT よりも高い税率が設定されていた。なお ETT は、12 年のロシアの WTO 加盟の際の約束事項に基づく。

しかしカザフスタンには、関税同盟発足前に二国間協議を通じて関税引き下げを合意済みだった品目がある。このため、WTO 加盟に当たっての約束に基づいて引き下げる関税率（WTO 譲許税率）が、ETT よりも低くなる現象が生じた。ユーラシア経済委員会内での調整の結果、これに該当するのは 1,347 品目（主に軽工業品、食品、木材、乗用車）に上る。ETT もロシアの WTO 加盟を受けて段階的に引き下げられるが、その関税率よりも低くなる品目が生まれる。日本からの輸出の観点で見ると、差が生じる品目の中には輸出額の約半分を占める乗用車が含まれるため（表 1）、この点では日本もメリットを享受できよう。他方、現地で SUV（スポーツタイプ多目的車）を委託生産する日系企業もあり、こうした現地生産車の価格競争力が弱まることは避けられない。

ETT と WTO 譲許税率との差に関しては、今後 EEU 加盟国間でカザフスタンの WTO 譲許税率を踏まえ、ETT を改訂する余地があるかどうか検討が行われる。

外国人雇用面でメリット

関税の引き下げ以外に外国企業が広くメリットを受けられるのは、外国人雇用に関する規制緩和だ（表 2）。新たに企業内転勤という枠組みが導入される。その枠

表2 サービス部門での規制緩和約束の概要（抜粋）

分野	緩和内容	
各部門共通	雇用	企業内転勤の枠組み内で、 ・3年を上限として外国人経営者・管理職・専門職の労働が認められる（1年延長可）。外国人雇用枠の対象外とされる ・カザフスタンで働く外国人経営者・管理職・専門職には経済的必要性テスト（ENT）が求められる。ENT は加盟から5年後に適用しないものとする ・外国人管理職・専門職の比率は当該職業の25%を上限とする。2022年からは50%を上限とする
	サービス調達	国などとの投資契約に基づいて地下資源開発を行う投資家に対して、 ・カザフスタンは同国企業からの役務・サービス調達率を、50%を上限に求めることができる ・加盟から6年間、投資家は、入札の下請け企業選定の際に、入札条件を満たし、経営者・管理職・専門職の少なくとも75%がカザフスタン国民であるカザフスタン企業による応募の価格を20%割引引いて考慮する ・加盟から6年後、上記と同様の際に、投資家は、経営者・管理職・専門職の少なくとも50%がカザフスタン国民であるカザフスタン企業による応募の価格を20%割引引いて考慮する
	土地利用	・外国人に対し、10年間に上限に農地を利用する権利が与えられる
部門別	通信業	・加盟から2年半の間、外資比率の上限を49%とする。その後は上限を撤廃する。ただし、カザフテレコムについては上限49%を維持する
	保険業	・加盟から5年以内に外国保険会社による支店の開設を認める。ただしカザフスタンは、支店を開設する企業の総資産が50億ドルを上回ること、最低10年間の当該業務実績を持つことを開設要件として求めることができる
	銀行業	・加盟から5年以内に外国銀行による支店の開設を認める。ただしカザフスタンは、支店を開設する銀行の総資産が200億ドルを上回ること、支店の総預金額が少なくとも12万ドルになることを開設要件として求めることができる

資料：WTO「カザフスタン共和国の加盟に関する作業部会報告書」（15年6月23日）、15年10月27日付カザフスタン共和国法第365-V号を基に作成

組みの下、外国人の経営者、管理職、専門職は3年を上限に同国内で働くことができるようになり、また該当者は外国人雇用枠の対象からも外される。既存の枠組みでは、経営者を除いて労働許可の期限は1年とされ、延長も1年のみ。外国人比率などの要件注も厳しく、日本企業からも改善を求める声が上がっていた。

この他、資源開発の際の国内調達要件の対象から「モノ」が外された。「役務・サービス」のみとなるとともに、要件の一部も緩和される。サービス業でも、外資規制の撤廃や参入規制の緩和が行われる。

日本との関係においては、15年10月の安倍首相訪問時、両国政府・企業などの間で、計18の協定や覚書が締結された。今後、原子力、鉱物資源、農業、自動車販売などの分野でのビジネス展開が期待される。同月には日・カザフスタン投資協定が発効、今後はカザフスタンにおける投資環境の法的安定性が高まる。これに WTO 加盟実現が加わったことで、今後はビジネス環境改善に一層弾みがつくだろう。 JA

注：ただし既存の枠組みでの外国人比率要件は、政府機関や駐在員事務所は対象外とされている。